

夫婦関係調整（離婚）調停 Q & A

Q 1 離婚した方がよいかどうか判断がつかずに悩んでいるのですが、調停を申し立てた場合、手続はどのように進みますか？

申立書には、離婚を求めるのか、円満調整を求めるのか記入してもらうことになりますが、調停での話し合いの方向は、必ずしも記入した方向に決められるものではありません。離婚を求めた場合でも、話し合いを進めてきた結果、もう一度円満にやり直したいという気持ちになれば、円満調整の方向で調停を進めることができます。また、申立人は、調停での話し合いの結果、調停を続ける必要がなくなったときは、申立てを取り下げるすることもできます。

Q 2 離婚については合意しているのですが、親権者や養育費についてまとまりません。その解決のために、この調停を申し立てることができますか？

申立てができます。親権者や養育費などの条件についてても、夫婦間の離婚の調停の中で話し合うことができます。

Q 3 調停をしないで裁判をすることはできないのですか？

離婚の裁判をするには、原則として、調停の手続を経ることが必要です。ですから、あなたが調停の手続をしていない場合には、まず調停を申し立てる必要があります。なお、相手が行方不明である場合など、およそ調停をすることが不可能な場合には、最初から裁判をすることができます。

Q 4 相手が調停に出席しなかったり、出席しても離婚に応じないときは、どうなるのですか？

調停は、双方が裁判所に出席して、お互いに譲り合うところは譲り合って、自主的な解決を図る制度ですので、相手の協力が必要です。調停委員会は、相手に出席するよう働き掛けを行ったり、譲り合うよう努めますが、それでも出席しない場合やどうしても双方の合意ができない場合には、調停は不成立として終了することになります。それでも離婚を求めたいときには、離婚の裁判を提起する必要があります。

Q 5 離婚の調停が成立した場合、どのような手続をすればよいのですか？

申立人には、戸籍法による届出義務がありますので、調停が成立してから10日以内に、市区町村役場に離婚の届出をしなければなりません。届出には、調停調書謄本のほか、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。また、年金分割の割合を決めた場合には、社会保険事務所等において、年金分割の請求手続を行う必要があります（家庭裁判所の調停に基づき自動的に分割されるわけではありません。）。

